

べきこととされておりまして、この六月、今月、最低賃金の遵守に関する集中的な周知広報を行っているところでございます。

具体的には、政府広報による新聞広告の掲載、あるいはモバイル端末広告の実施、あるいは都道府県労働局における懸垂幕、あるいはリーフレットを二十万部程度用意しまして配布する、あるいは公共交通機関におけるポスターの掲示、あるいは地方公共団体及び各業界団体に対する周知への協力依頼なども行っております。

引き続き、私どもとしては積極的な周知広報に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○福島委員 年々、労働組合の組織率というのは低下してきております。また、雇用形態も多様化している。そういう中にありまして、労働者の方々の権利をどう守っていくのか、これについては従来の取り組み以上に、個々の働く方々をどうやってエンパワーメントしていくか、こういうことが政府にとっても非常に大事だというふうに思っています。個別労働紛争についての解決のための制度の整備がなされてきておりますけれども、それもそういう一環だろうというふうに思います。そういう意味で、こうした個々の労働者の方々をどういうふうにしてエンパワーメントを進めていくのかということについて引き続き政府の努力を促したい、そのように思うわけであります。

続いて、就業形態の多様化の一つの象徴といたしまして、派遣労働者の増加ということがあると思います。今回の最低賃金の改正法案におきましては、派遣労働者に対する最低賃金の適用関係を改めるとされておりますけれども、派遣労働者に対する最低賃金の適用について、現在の取り扱い、また今回の改正の趣旨について、政府の見解をただしたいと思っております。

○青木政府参考人 派遣労働者につきましては、賃金の支払い責任が派遣元事業主でございますので、労働者派遣法の施行時からずっと、派遣元の事業場の所在する地域や産業、これに適用される

最低賃金が適用されるということになっていくところでございます。

しかし、このような取り扱いにつきましては、派遣先の事業場がある地域と派遣元の事業場がある地域が異なる場合、あるいは派遣先の事業場において産業別最低賃金が適用される、派遣元には産業別がないというような場合に、派遣労働者は、派遣先の他の労働者と同じ場所でも同じ使用者から指揮命令を受けて現に働いているにもかかわらず、派遣先の事業場の地域別最低賃金とか産業別最低賃金が適用されないといった問題が指摘されていくところでございます。

派遣労働者については、現に指揮命令を受けて業務に従事しているのが派遣先でありますので、最低賃金の適用についても、派遣先の事業場の所在する地域あるいは派遣先の事業場の属する産業の最低賃金を適用することに今後変更することとしたものでございます。

○福島委員 この委員会でも、障害者の授産施設の工賃、賃金についていろいろと議論されております。

障害によりまして著しく労働能力の低い者や基礎的な認定職業訓練を受ける者に対する最低賃金の適用については、現行法におきましては、都道府県労働局長の許可を受けた場合には適用除外、このようにされているわけでありまして、けれども今回の改正法案におきましては、許可を受けたときには最低賃金を減額して適用する、こういうことと改められているわけでありまして。

このような取り扱いとした趣旨につきまして政府の見解をお聞きしたいと思います。

○青木政府参考人 改正法案におきましては、最低賃金の安全網としての機能を強化する観点から、地域別最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低限を保障するものとして、行政機関に決定を義務づけるということにいたしました。こうした観点からは、最低賃金の適用対象をなるべく広範囲なものとするのが望ましいというふうに考えております。減額措置が可能である

ならば、適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資するというところでございまして、適用除外に係る規定を廃止いたしました。減額措置を講ずることができる旨の規定を設けることとしたものでございます。

なお、現行法におきましても、実際の運用において、適用除外の許可を受けたからといって、極端に妥当性を欠く低賃金となることがないよう、労働能率を勘案して一定額の減額措置というような運用、そういったことも行っているところでございます。

こういったことも踏まえまして、今回改正法案においてそういう規定をお願いしているところでございます。

○福島委員 障害のある方でも、実際に働いておられる現場に伺いますと、大変作業能力が高いといえますか、健康な方と比べて遜色なく仕事のできる方がおられることも事実でございます。障害により著しく労働能力の低い者に対して減額する、こういうことになっているわけでありまして、個々の障害者の方々の労働の実態をよく見て適切に行うことが重要だろうと思っております。

例えば、自閉症の方で、社会性、コミュニケーションについては一定の障害があるけれども、作業能力自体は非常に高い、こういう場合もあるわけでありまして、実際にどういう仕事をしているのか、そしてまたその仕事をやるに当たってどれだけのパフォーマンスがあるのか、こういう、個々の事例に応じて適切に判断するということが必要だと私は思いますけれども、どのような考え方に基づいてこのような方々の減額を行っていくのか、この点について政府の見解をお聞きしたいと思います。

○青木政府参考人 障害者に対しまして最低賃金の適用につきましては、障害により著しく労働能力が低い労働者についても一般労働者に適用される最低賃金をそのまま適用するということになりまして、こういった方々の、労働者の雇用の機会を

かえって奪い、かえって労働者に不利益な結果を招くということになりますので、都道府県労働局長の許可を条件として減額を認めることと今しているわけでありまして。

減額については、その障害の程度が、その労働者に従事させようとする業務の遂行に直接支障を与えることが明白であり、その支障の程度が著しい場合のみ許可することといたしまして、また、その場合には、労働者の労働能率に応じた減額のみ認めることを予定いたしております。さらに、減額の許可に当たりましては、個別に実地調査を行いまして、その労働者の労働能率等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行うこととしております。今後ともしっかりと運用をしてまいりたいというふうに思います。

○福島委員 できるだけ幅広く最低賃金の対象となつて、障害のある方でもしっかりと所得を得ることができる、そういう方向を目指して頑張っていたいただきたいというふうに私は思っております。

○石崎委員

次に、最低賃金法改正法案について質問させていただきます。

この最賃法、民主党も改正案を提出しているようにございますが、民主党の案をホームページで拝見させていただきますと、全国最低賃金約八百円、各地域の地域最低賃金は平均で千円を指すというところを主張されているようにございます。

これまでの審議でもいろいろ各委員から御指摘がありましたとおり、最低賃金の水準が生活保護より低いというような実態は、働く意欲を阻害し、問題であるということは当然のことであり、今回の改正は当然の改正だと考えておりますけれども、一方で、地域別最低賃金につきましては、地域の経済水準、通常の事業の賃金支払い能力とかけ離れた水準とすることは、中小企業の経営の実情を踏まえれば、これもまた非現実的だということに考えざるを得ません。

景気は回復基調と言われておりますけれども、私の地元北海道を含めて、地方においては、残念ながら、経済情勢、雇用情勢、まだまだ厳しいところが多いのが実態でございます。このような状況の中で、先ほどの民主党案のような、全国最低賃金の導入という主張、あるいは地域別最低賃金の水準を千円とつけた水準に大幅に引き上げるべきといった主張については、これは地方の実情や個々の中小企業の経営実態に合わないのではないかと、とうとうふうに思いますが、見解をお伺いします。

○柳澤国務大臣 最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するという、いわばセーフティーネットとしての意義を賃金において有するものだというふうには位置づけることができようかと思えます。

今度の賃金でございませうけれども、まず、最賃法の改正におきまして、いわば地域別の最低賃金というのはあまねく全国各地域について決定されなければならぬということ、今までも、事実上は、地域別最低賃金は全国あまねく決められていましたけれども、今度はそれが法律上義務化されてきて、例外は許されぬというような法制にさせていただいているところでございます。

そういう位置づけも変わっているわけではございますが、その中で、私もといたしましては、この最低賃金の水準というものは、地域によって、物価水準等に差がありまして、それを受けて現実の生計費も異なるということが実態であると考えております。その意味合いで、最低限度の賃金の水準についても地域によって差があるものというふうな考え方をしております。

このため、全国一律に最低賃金を決めるということは、経済、生活の実態等から見てこれは適当でないと考えておりまして、やはり各地域の実情に応じて、それぞれに決定されるべきものであるというふうな考え方をしております。

地域別最低賃金を例えば千円へ引き上げるなど、現状六百七十三円という水準を考えると、これはいかに急激に大幅な引き上げをねらうということになるわけでございます。このことについては、今委員の御指摘のように、中小企業を中心として、労働コスト増によって事業経営が圧迫されて、かえって雇用が失われる、そういう悪影響が出るということも懸念されるわけでありまして、そういう意味で、これもまた委員も仰せられたとおり、非現実的な対応であるというふうな言わざるを得ないと考えております。

私も、この地域別最低賃金というものを、それぞれの地域の実情に応じて、いわば地域それぞれ最低賃金審議会におきまして実情に応じて決めていただくのが現実的であるし、また労働者の保護に結びつくゆえんだ、このように考えているわけでございます。

○石崎委員 もちろん、最低賃金は、それは高ければ高いほどいい、賃金も高ければ高いほどいい。でも、それは、経済実態と整合性がとれていなければ、経済の方が、会社の方がつぶれてしまふ、そういうことで、大臣も、非現実的という御答弁がございました。

今回、民主党さんの参議院選挙の公約を見ておりますと、最低賃金の千円という話が出ましたけれども、基礎年金も財源は税方式で、消費税を上げないで、全額税方式、これは、消費税に換算すると消費税一七％が必要でありますし、子ども手当、月二万六千円、中学卒業まで、これも六兆円ぐらいの財源が必要だということでありまして、その財源をどこから確保するのかということ、それが甚だ不可思議な選挙公約ではないかというふうに思っています。

そういう意味でも、この最低賃金の適切な引き上げ、働く人たちの賃金の底上げという意味でも適切な引き上げが必要であるというふうに思っています。中小企業等の経営の実態を考慮しつつ最低賃金を引き上げていくというプロセスが大事だということに思っています。

政府において、成長力底上げ戦略というもので、中小企業の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策に取り組まれているというふうな聞いておりますけれども、この成長力底上げ戦略における最低賃金引き上げの考え方について御説明願います。

○青木政府参考人 この二月にまとめられました成長力底上げ戦略(基本構想)では、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」において、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図る、その合意を踏まえ、最低賃金の中長期的な引上げに關して、産業政策と雇用政策の一体運用を図る、ということにされております。

生産性の向上は、最低賃金の決定に当たつての考慮要素である。通常の事業の賃金支払い能力の向上あるいは労働者の賃金の上昇につながるものでありまして、中長期的には、こうした取り組みの成果としての生産性の向上に見合つた最低賃金の引き上げがなされるものと期待しております。

○石崎委員 そこで、この最賃問題、地元でも、私いろいろな実態をお聞きする機会が多いわけでありまして、例えばタクシ業界、御案内のとおり、規制緩和の影響で、タクシ業界、ハイヤーの業界においては増車による需給バランスがおかしくなり、個々の運転手さんの賃金というものが非常に低くなつてい実態にある。既に現行の最低賃金が守られていないという実態も多々あるというふうなことを聞くわけでありませうけれども、このタクシ業界、ハイヤー業界における最低賃金法第五条の違反というふうな事例について、厚生労働省はどのように把握されておりますでしょうか。さらに、それについてどのような指導を行っているのでしょうか。

○青木政府参考人 労働基準監督機関におきましては、平成十七年に定期監督を実施いたしました。その件数は、全業種で十二万二千七百三十四件でございます。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は千七百六十六件、違反率

一・四％でございます。このうち、ハイヤー、タクシ業界に対しては定期監督を実施した件数というのが千三百九十五件でございます。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は二百件、違反率は一四・三％でございます。

これらの監督指導につきましては、労働基準法第一百一条に基づきまして、労働基準監督官が自動車運転者を使用する事業場に臨検をいたしました。タイムカードなど客観的な資料を精査いたしましたとともに、関係者から事情聴取をする、そういったことなどによりまして、総合的に事実関係を確認いたしております。その結果、労働基準関係法令違反または改善基準告示違反が認められた場合には、是正勧告書を交付するなど必要な指導を行うとともに、是正報告を提出させるなどにより、確実な是正を図つていくところでございます。

私どもとしては、自動車運転者の法定労働条件の履行確保を図るため、これまでの確かな監督指導を行ってきたところでありますが、国土交通省とも連携を図りつつ、引き続き適切な監督指導の実施に努めてまいりたいと思っております。

○石崎委員 今の局長のお話では、最賃法違反、全業種での違反率は一・四％、タクシ業界は一四・三％という、ちょうど十倍の比率で最賃法違反の実態にあるということでございます。

これは、タクシ業界にそういう悪質な業者が多いということではないかと思えます。端的に言うと、これは、規制緩和と政策、需給調整を撤廃するという政策、運輸面における規制緩和と政策の失敗、その影響ではないかと私は思っています。

規制緩和によつてタクシの台数がふえる、私の地元の札幌でも千台以上ふえました。一方で、景気回復がままならない、客足が落ちる。そして、賃金体系が生産比例賃金という賃金体系になつていて、売り上げが上らなければ個々の運転手さんの収入は下がっていく、そのボトムラインが最賃ぎりぎり、その下に行くという状態が多いということがこの数字から読めるんじゃないか

と思っております。

というふうに私は思います。

ですから、今回の最低賃金法の改正というのは、私は、やらざるべきだ、当然やらざるべきだというふうに思いますが、業界、業種によっては、そのことがしつかりと守っていきけるだけの、そういう業界の実態にない。特に、運輸系の規制緩和の影響をもろに受けているタクシー、トラック、こういう業態については、最賃法を遵守したいと思ってもなかなか遵守できない、あるいは現場の運転手さんの待遇というものがますます劣化している実態にある、そういうことが現実ではないかというふうに思っております。

そういった意味でも、そもそも政策の整合性、一方で最低賃金を見直しますよ、上げますよ、特に生活保護との整合性をとるために、私の地元北海道でも、その乖離がある、それを上げる、それはもう当然の政策でありますけれども、一方で、そういう最賃も守れないような経営実態にある、労働環境にあるという、そっちの規制緩和と政策はそのまま競争原理で続けていきますよとということが、国の政策として整合性がとれるかどうかということについては私は甚だ疑問に思っております。

今、タクシーの業界でも、緊急調整措置というのを秋までに検討しようというよなことを考えておられるようでありますけれども、やはり、そもそもその根っここの規制緩和と政策というのを考え直さないと、厚生労働省が打ち出している最賃法の改正ということと整合性がとれない、あるいは全部しわ寄せが会社や労働者に及ぶ、そういうことではないかというふうに思っております。

きょうは国土交通省も来ていただいてありますけれども、ハイタク業界を指導する立場から、この規制緩和と政策の根幹についてどう考えているのか、あるいはこの最賃法改正との整合性をどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○梶野政府参考人 規制緩和に関しましては、確かに増車がございしますものから、待ち時間の

短縮でございしますとか、あるいは観光タクシーとか福祉タクシーとか、多様な運賃とか、そういういいところも、一定の効果も出ていると思っております。

ただ、今委員御指摘のように、他方では、例えば事故が起きますとか、賃金が下がりますとか、苦情が多いとか、いろいろな、そういうマイナス面もあるということは認識しております。

国土交通省といたしましては、規制緩和につきましては、これをやめようというわけじゃなくて、規制緩和の成果というものを生かしながら、今申し上げたマイナス面をいかに減らしていくかという観点から対応してまいりたいというものが基本でございします。一つは監査とか処分とか、いわゆる社会的な規制と言われているものを充実していく、厚生省などもタイアップしながら、緊密に連絡をとってやっていきたいと思っております。

また、タクシーにつきましては、町で出会い頭につかまえるというのが基本でございしますけれども、いわゆる、選ばれる、よいタクシーが選ばれて、悪いタクシーが選ばれないというような形の、選ばれるタクシーというのをつくっていく、そういう基盤整備をしていきたいと思っております。

昨今、実は全国の各地から、労働環境の改善、つまり賃金値上げを主眼とした運賃の改定申請が出ておりまして、私どもは、運賃の改定の主眼として労働環境の改善を挙げているというのは十分に評価できるところだと思っております。この値上げ申請に対して、全国的でございしますけれども、適切に対処してまいりたいと思っております。そういう中で、少しずつこういうものを改善してまいりたいと思っております。

○石崎委員 全然どういふ対策なのかよくわかりませんが、規制緩和をやった、会社の経営も苦しくなり、労働者も賃金が下がり、それで運賃は値上げする、これなら何のために規制緩和をしたんだか私はよくわからない、これはまさに政策

の失敗だと断ぜざるを得ないというふうに思いますが、その緊急調整措置についてはどう考えておりますか。

○梶野政府参考人 道路運送法で、規制緩和をしましたときに、緊急調整措置という、一時的に増車をとめるという措置を導入いたしました。そのときの、規制緩和の中に盛り込まれた措置でございしますけれども、特例的、例外的な措置でございします。この発動について少し議論をしてみようというところで、内部で議論を始めさせていただいております。その議論の推移を見ながら今後検討してまいりたいと思っております。

○石崎委員 時間になりました。

我が国にとつて、働く人たちにとつて、本当に美しい国になるように、この労働三法、しつかり魂が入るような改正を心から希望します。

○古屋(範)委員

次に、最低賃金法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。  
現在、我が国の最低賃金制度におきまして、大きく分けて、地域別最低賃金また産業別最低賃金、二つの種類の最低賃金が存在をしております。

今回の改正法案では、地域別最低賃金については法定基準の見直しや罰則の強化が盛り込まれておりまして、セーフティネットとしての機能の強化がされているところであります。一方、産業別最低賃金につきましては、規制改革・民間開放推進三カ年計画でも、そのあり方について検討を求められたわけですが、今回の改正法案においては産業別最低賃金についてどのような考え方で見直しを行うこととしたのか、この点についてお伺いいたします。

○青木政府参考人 ます、最低賃金の第一義的な役割というのは、すべての労働者について賃金の最低限を保障する、そういう安全網でございます。この役割は地域別最低賃金が果たすべきものであるというふうに考えております。このため、今般の見直しにおきましては、地域別最低賃金について、お触れになりましたように、各地域ごとに決定することを義務づけることにも、不払いに係る罰金の上限額を引き上げるなどの見直しを行うこととしております。

一方、お尋ねの、産業別最低賃金でございますけれども、関係労使のイニシアチブにより設定され、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完する面、それから公正な賃金決定にも資する面、こういった面がございますので、安全網とは別の役割を果たすものとして見直しを行うこととしたものでございます。

具体的には、産業別最低賃金につきましては、一つは、関係労使の申し出というものを法律上必須の要件といたしました。申し出があった場合において、必要があると認めるときに決定することができるというふうにはいたしました。もう一つは、最低賃金法の罰則は適用しないということとしたところでございます。

○古屋(範)委員

中小企業等の関連もございませう。きょうは内閣府にもおいでをいたしたいと思っております。  
政府におきましては、成長力底上げ戦略におきまして、中小企業の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策に取り組まれていることと思っております。この最低賃金が、企業の支払い能力から乖離した水準に決定することが不適切であるという以上、中小企業を生産性を高める、またこれと相まって最低賃金の引き上げに取り組みたいという政府の方針につきましては、私も共感するところでございます。

しかしながら、この戦略の成否は実効ある中小企業支援策が講じられるか否かにかかっているというふうにも考えます。そこで、この成長力底上げ戦略につきまして、中小企業を生産性向上に向けて取り組みについて、その基本的な考え方、そして、本戦略全般を担当する内閣府からの、これについての取り組みをお伺いしたいと思っております。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。御指摘の成長力底上げ戦略でございますが、これは、経済成長を支えます基盤の向上を図ることにより、働く人全体の所得、生活水準を引き上げつつ格差の固定化を防ぐ、こういうものでございます。中小企業底上げ戦略はその中の一つでございます。御指摘のように、働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業を生産性向上とともに最低賃金を引き上げること、産業政策と雇用政策の一体運用というものを指すものでございます。

これに関しましては、具体的には、政労使が参加します円卓会議というのを設置してございませう。これは国においても設置してございませう。また各都道府県においてもこういう形で、地方版の円卓会議を今立ち上げたところでございませう。その中で、特に御指摘の、中小企業を生産性の向上でございますが、まず、全体にわたる共通基盤的な対策としまして、下請適正取引の問題でありますとかIT化の促進等を進める一方、また個別に、特に生産性の低い業種、地域を対象にした個別対策、この組み合わせという形で、中小企業を生産性向上にまさしく全力を尽くして推進していきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○古屋(範)委員 ただいま内閣府の方から、本戦略におきます中小企業を生産性向上支援策について、基本的な考え方を御説明がございました。やはり中小企業を生産性向上ということにつきましては、具体的には中小企業庁さんが中心となりまして取り組んでいかれることなると思っております。中小企業を生産性向上に向けた具体的な取り組みにつきまして、中小企業庁からの御説明をお願いいたします。

○伊藤(信)委員長代理退席、委員長着席

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。中小企業を生産性向上に向けた取り組みにつきましては、昨日閣議決定されました骨太二〇〇七あるいは円卓会議におきますこれまでの御議論を踏まえまして、成長力底上げ戦略の具体的な対策として中小企業生産性向上プロジェクトを執行してまいります。その中で、特に下請適正取引の推進が即効的な方策として重要だと考えておりまして、業種ごとのガイドラインを策定し、取引価格の決定などにおいて下請事業者が十分配慮するよう要請してまいります。

具体的には、下請取引の適正化推進につきましては、三月に甘利大臣みずからが経団連あるいは日本商工会議所に要請いたしました。加えまして、実は本日でございますが、甘利大臣出席のもと、下請適正取引の推進のためのガイドライン策定検討会を開催したところでございます。まず、七つの業種、素材材、自動車、産業機械、繊維、情報通信機器、情報サービスそして広告、この七つの業種につきまして、関係業界の代表、学識経験者などによる審議を行ったところでございます。公正取引委員会にもオブザーバーとして参加していただいております。

さらに、中小企業生産性向上プロジェクトにおきましては、IT導入のためのコンサルティング、あるいは生産性向上特別指導員による経営指導などによるIT化、機械化、経営改善、それから中小企業の事業再生などの取り組みも推進を進めていくこととしておりまして、これらによって中小企業を生産性向上につなげてまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 賃金の上昇、また非正規から正規への転換、こういうことを考えましても、やはりかぎを握るのは中小企業であろうというふうにも考えております。ぜひ、この生産性向上は大きく推進されることが必要というふうに考えます。最後に、大臣にお伺いいたします。この最低賃金の引き上げに向けました環境整備は極めて重要な観点であると認識をいたしております。こうした取り組みも含めまして、今後、最低賃金の引き上げについて大臣のお考えをお伺いいたします。

○柳澤國務大臣 今回の国会におきましては、私も、今の労働市場に起こっておりますいろいろな問題について総合的な取り組みをさせていただくということで、六本、あるいは勘定の仕方によってもう一本多いわけでございますけれども、そういう法律の改正を打ち出させていたいただいた次第でございます。

○古屋(範)委員

その中で、特に非正規を含みます労働者が、いわゆる労働の形態というものが、あるいは雇用の形態というものがどういふものであっても、安心、納得して働ける、そういう条件のもとで働いていただきたい、こういう考え方のもとで最低賃金の見直しというものを打ち出させていただいております。わけでございます。

最低賃金法の改正法案におきましては、最低賃金というものがセーフティネットである。安全網である、こういう観点に立ちまして、具体的な最低賃金の決め方というのは、地域別の最低賃金でございますので、これについて、その水準を決める際には、生活保護との整合性を考慮して決定するということと今度の改正で明確にさせていただきます。今度のことと今度の改正で明確にさせていただきます。

そして、我々の法律案というものは、そういうセーフティネットとして十分に機能するようということと、生活保護の施策との整合性というものをうたわせたいただいているわけでございますが、中長期的な最低賃金のあり方ということとを考えると、今後ぜひこれを引き上げの方向

とを考えると、今後ぜひこれを引き上げの方向

とを考えると、今後ぜひこれを引き上げの方向

に導いていきたい、ぜひそれを実現したい、こういうことを考えているわけでございます。

そういうことを可能にするものは何かといえ  
ば、これは具体的には中小企業を中心とするわけ  
ですけれども、やはり生産性の向上というものが  
なければ、これはなかなか実現できない、こうい  
う考え方があるわけでございます。そういう中  
長期的な観点から、今委員が内閣府の政府参考人  
等と御議論をいただきましたように、成長力底上  
げ戦略推進ということを新しい政策として打ち出  
しているわけでございます。そういう戦略の推進  
を、具体的には円卓会議というものを組み立てま  
して、そこに政労使の代表にも加わってもらっ  
て、その中長期的な生産性向上を踏まえた最低賃  
金の引き上げの方針について合意をしてもらう、  
こういうことで、この円卓会議を運営させていた  
だいているわけでございます。

その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引  
き上げに関して、これは今、下請の代金について  
産業政策の面から非常に積極的な取り組みを経産  
省がしてくださる、こういう答弁があったわけ  
ですけれども、そういった産業政策と私どもの雇用  
政策とが一体となってこれを実現していく、こう  
いう政策展開を考えているわけでございます。こ  
この中長期的な生産性に見合った最低賃金とい  
うものがそういう取り組みの成果として実現され  
る、こういうことを期待いたしているということ  
でございます。